

個人投資家の株式投資促進税制のあり方

(株)大和総研

制度調査室長 吉川 満

目 次

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1. 個人投資家の株式投資促進税制 | 3. わが国の個人株式投資にかかる税の改善点 - 各論 - |
| (1) 与党の「証券市場等活性化対策中間報告」 | (1) 申告分離課税の税率の引下げ |
| (2) 個人金融資産に占める株式の比率 | (2) キャピタル・ロスの繰越し・損益通算 |
| 2. わが国の個人株式投資にかかる税の改善点 - 総論 - | (3) 長期保有優遇制度 |
| (1) 前提 | 長期保有優遇税率 |
| (2) キャピタル・ロスの繰越し・損益通算、長期保有優遇制度、非課税制度・奨励金、配当課税の軽減 | 課税対象となるキャピタル・ゲインの軽減 |
| | (4) 非課税制度・奨励金 |
| | (5) 配当課税の軽減 |

1. 個人投資家の株式投資促進税制

(1) 与党の「証券市場等活性化対策中間報告」

自由民主党・公明党・保守党の与党3党は2月9日、「証券市場等活性化対策中間報告」を発表した。1月22日以来検討してきた、具体策を取りまとめたものである。平成13年に入っても株式市場は一向に安定する兆しを見せず、むしろ瞬間的にはバブル崩壊後の新安値を記録するなど、放置しておけば再び金融危機を招きかねない状況となっている。こうした状況の中で、証券市場を活性化するためにどんな手を打てばいいか、集中的に議論が行なわれたものである。

「中間報告」では、総論において、証券市場を「国民の共有財産ともいえるべき重要な経

済インフラ」と位置付けた上で、「証券市場等を活性化することを通じて、間接金融中心から直接金融中心への流れを促し、直接金融市場を通じて産業等へより多くの資金を円滑に供給していくことが喫緊の課題である。」と述べている。証券市場こそがこれからの金融の中心となっていかなばならないことを明確にしたわけである。検討の視点としては表1に掲げた五点を挙げている。この中で「4. 個人投資家の株式保有等のための環境整備。」が、個人投資家の株式投資税制と関係深い個所である。

続いて具体的な措置内容が列举されているが、その中で「個人投資家対策」の一項目として、「3. 個人投資家の株式投資促進税制」が位置付けられている。細かくは、主に

株式キャピタル・ゲイン税に関連した項目として「(1)株式投資促進税制の検討」を置き、「申告分離課税の税率、譲渡損失等について検討し、結論を得る。」と述べている。さらに配当課税に対しても配慮を見せ、「配当の二重課税」の調整という項目を置いている。有価証券取引税が平成 11 年 4 月に廃止されてから、個人の有価証券取引に関する税金はキャピタル・ゲイン税と配当税だけになったので、その両者について触れているわけである。

しかし、これら株式投資促進税制については、立法・実施の期限は設けられていない。これは、株式キャピタル・ゲイン税について「源泉分離の存続措置」は、平成 12 年 12 月 14 日の与党の「平成 13 年度税制改正大綱」において方針は決定されているものの、平成 13 年度末に立法が予定されているものであり、その措置がすまない限り、次の措置の決定は出来ないとの配慮によるものである（表 1）。

表 1 与党の証券市場等活性化対策中間報告（2月9日）の概要

間接金融中心から直接金融中心への流れを促す。 与党証券市場等活性化対策プロジェクト・チームは、1月22日発足以来、具体策を検討。その際、次の視点に留意するとした。 1. 最大の証券市場等活性化策は景気回復。金融緩和などによる景気対策が必要。 2. 企業の構造改革・株主重視の経営の推進が必要。 3. 証券会社等による、多様で魅力ある商品の提供が必要。 4. 個人投資家の株式保有等のための環境整備。 5. 法制・慣行を見直し、証券市場のインフラを整備 プロジェクト・チームはタイム・スケジュールに沿った実施のため、フォローアップを行なう。 <記> 企業の構造改革・株主重視の経営の推進 1. 自社株保有関連規制の緩和 (1) 金庫株の解禁及びそれに伴う環境整備（インサイダー取引、相場操縦等への対応） — 経営の自由度を高め、経済構造改革を進める。（今国会に提出） (2) 子会社による親会社株式保有規制等の緩和 — 「相当の時期」とは、会計年度を超えて保有できる旨を明確化（平成 12 年度中に実施） (3) ストック・オプションの充実 — 付与対象者・付与上限の見直し、付与手続きの簡素化（平成 13 年中に国会提出） 2. 株主を重視した企業経営 (1) 自社株消却等による ROE（株主資本利益率）の向上等 (2) コーポレート・ガバナンスの充実 (3) 産業構造改革の推進（企業の過剰債務の削減、リストラの推進等） 3. 種類株式制度（いわゆるトラッキング・ストック等）の拡充 — 種類株式の多様化や種類株主総会の開催基準の見直し等（平成 13 年度中に国会提出） 多様で魅力のある商品の提供等 1. 401k 法案（確定拠出年金法案）の早期成立 2. E S O P の検討 3. 上場投資信託（E T F）の導入 4. 信託勘定で保有する株式の独占禁止法等における取扱いの見直し
--

個人投資家対策

1. 投信販売手数料等の引下げ等
2. 夜間取引市場の導入等取引時間の拡大の検討
3. 個人投資家の株式投資促進税制
 - (1) 株式投資促進税制の検討
 - 個人の株式譲渡益課税に関する申告分離課税の税率、譲渡損失等について検討し、結論を得る。
 - (2) 配当の二重課税
4. 株式の投資単位当たりの純資産額基準の撤廃
 - 一株当りの純資産額基準等の撤廃
5. 株式取引の過度な自粛を防止するための、インサイダー取引規制の周知徹底等

金融政策

1. 金融の緩和

その他

1. 証券市場の公正性確保の徹底
 - 証券取引等監視委員会の体制強化等の措置
2. 会計基準の円滑な実施
3. 不良債権処理の促進、貸し渋り不安の解消等
4. 厚生年金基金の代行返上時における年金資産の国への現物移管
5. 厚生年金基金等への積立不足への現物拋出の活用
6. 土地再評価法の延長等

(別紙) 金庫株解禁に係る不公正取引の防止措置

1. インサイダー取引規制関係
 - 証券取引法第 166 条を改正し、金庫株の取得や売却の決定を「重要事実」に追加
2. 相場操縦禁止規定関係
 - 証券取引法第 159 条の適用に関するルールを整備。
 - 米国のセーフ・ハーバー・ルールの考え方や内容等を参考
3. ディスクロージャー関係
 - 証券取引法第 24 条の 6 の規定を踏まえ、その充実を図る。
 - * 1～3 については、プロジェクト・チーム内にワーキングチームを設置し検討する。金庫株の解禁に関する与党の法案と同時に法案をまとめる。
4. 証券取引等監視委員会関係
 - 金庫株の解禁に対応して、証券取引等監視委員会の体制強化等を行なうこととする。

そのため、一般には個人投資家の株式投資促進税制にかかる措置は、中・長期的な措置と解されている。しかし、与党の証券市場等活性化対策プロジェクト・チーム（座長・相沢英之元金融再生委員長）は、4 月以降新たに証券市場活性化のための議論をすると約束したとの報道もあり、議論の更なる進展は意外に近い将来の事かもしれない。実際、与党

の中間報告に対する市場関係者の反応を見ても、最大の注目点は、今国会中の措置としては金庫株制度の導入、全体としては税制改正という意見が多かった。確かに個人投資家が証券貯蓄を行なおうとする場合、これまでわが国においては不当に税コストが高かったことは事実である。個人の株式投資税制に対する一般の関心が高まったのを機に、個人投資

家としては是非とも、株式について諸外国や他の金融商品との差を埋めるような税制を獲得すべく主張すべきであろう。わが国企業にとってもそれこそが、21世紀を海外企業に伍して生き抜いていく道であり、個人の株式投資税制の改正を積極的に支援していく必要がある。

(2) 個人金融資産に占める株式の比率

個人金融資産に占める株式の比率はどうなっているのだろうか。図1に示したのが、主要先進国の個人の金融資産に占める株式の比率である。これをみると、わが国のみが他の先進諸国と比べて著しい対照を成していることが分かる。

わが国では1989年をピークに、株式の比率は傾向的に低下しており、直近では5.6%にまで低下している。1,400兆円ともいわれる個人金融資産のごく一部が株式市場に關与しているに過ぎない。ちなみに、わが国個人金融資産の54.2%は現金・預金等に集中しており、わが国では預貯金に対して過剰に資金が集中していることは明らかである。

これに対し米国・英国・ドイツにおいては、安定的な右肩上がりのグラフとなっている。米国では、80年代初めには一旦は10%を割った個人金融資産中の株式の比率が、その後右肩上がりのトレンドに転じ、直近では21.2%にも達している。グラフには示していないが、いわゆるパートナーシップに対する出資などを含めると、この比率はさらに34.9%にまで跳ね上がる。これに対し現金・預金等の比率は12.7%にとどまっている。米国では完全に間接金融に対する直接金融の優位が定着している。

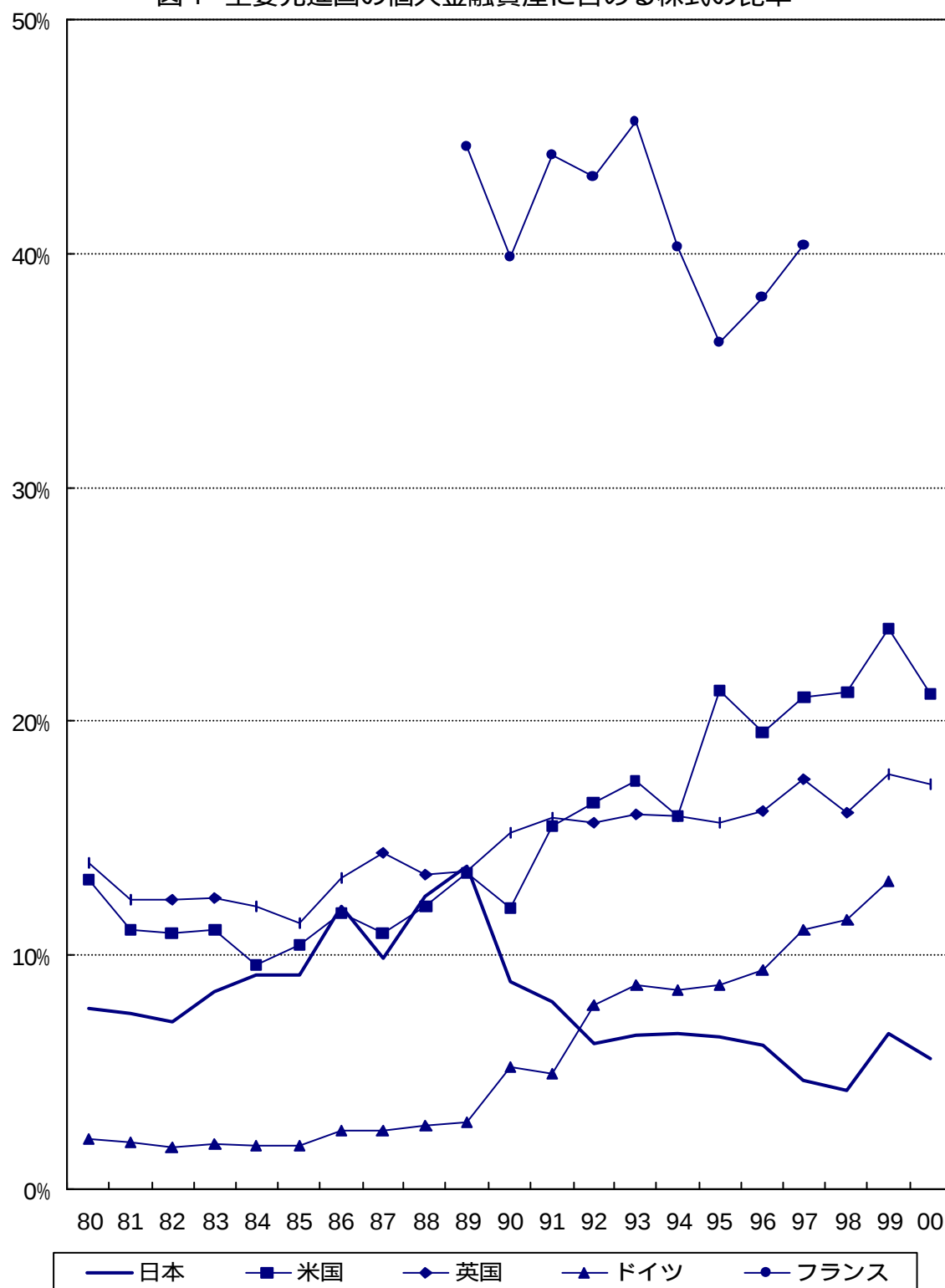
米国の場合、70年代末には「株式の死」とまで呼ばれた市場不振の状況にあったのが目覚ましい回復を示したわけである。これには

1978・81年における401k制度の導入と解釈基準の明確化、1990年の株式長期キャピタル・ゲインに対する優遇措置の設定等が大きな役割を果たしている。401k制度については、2000年4月に発表された米国議会両院経済委員会が、「拠出額の制限(個人の拠出は年間30,000ドルまたは報酬の25%のうち少ないほうまで、プラスこれの一定割合である企業の拠出分)はあるものの、株式キャピタル・ゲイン税を一定額までは課税先送りとしたことが大きい。」との報告を出している。また、現在、株式キャピタル・ゲイン税は長期保有(1年超)の場合一律20%であるが、例えば累進税率の適用される預貯金利子の税率は約40%であり、株式キャピタル・ゲイン税率はその半分にすぎない。リスク・キャピタルである株式のキャピタル・ゲインに対しては、通常よりも低い税率が定められているわけである。これもまた、株式貯蓄の増大に大きく寄与した要因といえよう。

英国では個人金融資産中、株式の占める比率は17.3%と、やはり日本を10%ポイント以上上回っている。1980年代以降に進めた国営企業の民営化で、個人株主数は大幅に増加している。政府は民営化支援の意味からも、個人のキャピタル・ゲイン税負担が過大とならぬ工夫をいろいろと講じた。その効果が着実に出てきているといえよう。

ドイツは個人金融資産中に占める株式の比率は13.1%と、やはりわが国の2倍以上となっている。ドイツの場合、80年代前半はこの比率は2%前後と、わが国をも大幅に下回っていた。ドイツの場合、伝統的な間接金融優位国と呼ばれ、実際に個人金融資産の分布もそのようになっていたわけである。しかしドイツは80年代半ば以降、目覚ましい変貌を遂げた。企業の国際競争力を高めるためには、エクイティ資本の強化が必要と考えて、国が積

図1 主要先進国の個人金融資産に占める株式の比率



(注1)2000年の数値は、日本及び米国は第3四半期、英国は第2四半期のもの。

(注2)ドイツは出資を含む。

極的に株主作りと株式市場育成に乗り出したのである。低所得者の株式貯蓄に対しては国が奨励金を出してこれを援助した。

フランスは個人金融資産に占める株式の比率が、先進國中圧倒的に高い。直近でも40.3%と40%を上回る水準となっている。フランスの場合、P E Aという名の充実した株式貯蓄優遇税制が大きな役割を果たしている。細かい内容は後述する通りであるが、P E Aがあるために、フランスでは長期株式キャピタル・ゲイン税率を26%とするわが国と同じ枠を採用していながら、個人株主の大規模な育成に成功しているわけである。

いずれにせよ、わが国を除くG 5諸国はどれも大規模な個人投資家株式投資促進税制を採用しており、それが実を結んで、個人はますます金融資産のうち大きな比率を株式で保有するようになっていく。税制を通じて国が株式市場育成の姿勢を明確にしているとも言える。それに対して、わが国では従来、株式投資は金持ちの行なうものと位置付けた上で、株式投資に対しては、普通より重い税でもかまわないという方針がとられてきた嫌いがある。それが個人の株式投資に対するわが国と他の先進諸国の間の大きな差となっているものと思われる。

わが国経済が、21世紀の大競争時代を生き抜き、よりよい国民生活を実現するためにも、今後は従来の税制を改めこれまでのいきさつにとらわれずに、思い切った株式市場育成税制を採用していく必要がある。

2. わが国の個人株式投資にかかる税の改善点 — 総論 —

(1) 前提

以上述べたように、かつ与党の中間報告でも述べているように、わが国は個人の株式投資を育成する税制を採用していかなばならな

い。その場合具体的に、現行税制をどのように改めていけばよいのか、早急に答えを出す必要がある。

その大前提として、ここでは、株式キャピタル・ゲイン税については、申告分離課税と源泉分離課税の選択を認めている現行制度を出発点とすることにする。というのは、株式キャピタル・ゲイン税について、本年3月末に、あらためて今後2年間について、二本立ての制度を継続することになっているからである。とりあえずの前提として、他に基準を取ることは妥当でないからである。

もっとも、筆者は全金融商品について、総合課税や二元的所得課税制度を導入する事については、これを支持する。全金融商品について採用するなら課税の中立性は維持されるからである。税制の相違が金融商品選択の基準になるようなことがあってはならないが、全金融商品について総合課税化されるのであれば、そうした問題は生じないからである。

もとより、現時点において総合課税（ないし二元的所得課税）を導入するとなれば、具体的な手段として納税者番号制度の同時導入も必要となろう。平成15年度末までに納税者番号制度が導入されるのであれば誠に結構なことであり、その場合はコンセンサスを得て総合課税（ないし二元的所得課税）に移行すればよいと考える。しかし、現実にはプライバシーに対する懸念などから、納税者番号制度に対する反感がかなり強いといわれる。すなわち必ずしも、平成15年度末までに、納税者番号制度さらには総合課税が導入できるとは限らないわけである。

申告分離課税と源泉分離課税の二本立てを認める制度を大前提としたのは、そういうわけである。具体的な議論の出発点は、個人投資家育成を通じた株式市場育成の点で実績をあげている先進国に比べて、わが国の税制は

表 2 個人投資家の株式投資に係る税制の各国比較

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
1. 所得税率	10、20、30、37%の4段階	15、28、31、36、39、6%の5段階	10、22、40%の3段階	税額算出式により課税所得算出。51%から22.9%までの税率(引下げの方向)	10.5、24、33、43、48、54%の6段階
納税者番号	なし	あり	なし	なし	なし
2. キャピタル・ゲイン課税	申告分離課税と源泉分離課税の選択制 申告分離・・・譲渡益に26%の税率で課税 源泉分離・・・譲渡代金に1.05%の税率で課税	原則として総合課税。長期キャピタル・ゲインに対して優遇税率(20%)。通常税率が15%の場合は10%)を適用	総合課税。10、20、40%の3段階の税率で課税。7,200 £(約125.5万円)の非課税枠(2000年度現在)及び保有期間に応じた段階的控除制度あり	原則として非課税。ただし、営業用資産としての株式の譲渡、大口取引、保有期間1年以内の譲渡の場合には総合課税。 (2002年から一部見直し)	申告分離課税。税率は26%(うち10%は社会保障諸税)。ただし、年間譲渡総額5万フラン(約84.1万円)までは非課税。
損益通算	キャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス間でのみ通算可能	年間3,000ドル(約35万円)を限度に他の所得との通算可能	キャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス間でのみ通算可能	キャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス間でのみ通算可能。は他の所得との通算可能。はから生じた損益内でのみ通算可能	キャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス間でのみ通算可能
キャピタルロスの取扱い	翌年以降への繰越は認められない	ロスがなくなるまで無期限に繰越可能	ロスがなくなるまで無期限に繰越可能	ロスがなくなるまで無期限に繰越可能	5年間に限り繰越可能
3. 配当課税	1銘柄1回の受取額が、5万円以下・・・総合課税or 申告不要制度(いずれも源泉徴収20%) 5万円超25万円未満・・・総合課税(源泉徴収20%)or 源泉分離課税(35%) 25万円以上・・・総合課税(源泉徴収20%)	総合課税。 納税者番号を利用した総合課税が原則。源泉徴収は行われないのが普通。なお、納税者番号の非通知者には税率31%での補充源泉税が課される。	総合課税 受取配当+タックス・クレジット(受取配当の10/90)。税率は、利子等の通常所得よりも軽減されている(通常税率22%以下のフラケットが10%、それ以外は32.5%)。	総合課税。 ただし、受取配当+タックス・クレジット(受取配当の3/7)に対して25%の源泉徴収あり。	総合課税。 ただし、年間8,000フラン(約13.4万円)の非課税枠あり
配当二重課税への対応	配当控除	対応措置なし	税額控除方式(インビュテーション方式)	インビュテーション方式(2001年末で廃止)(注3)	インビュテーション方式
4. 株式投資優遇制度	なし。	なし。 ただし、IRA(注1)及び確定拠出型年金への拠出金に対する所得控除、運用益非課税などの優遇制度あり	ISA(注2)・・・ISA内の有価証券から生じる配当、利子及びキャピタル・ゲインは非課税。年間預入限度額は7,000 £(maxi ISA、約122万円)又は3,000 £(mini ISA、約52.3万円)	貯蓄者控除制度・・・配当と利子の年間合計6,000DM(約33.8万円)までが非課税 財産形成制度・・・年間所得3.5万DM(約197.3万円)以下の者に株式投資額の20%の奨励金(限度額800DM(約4.5万円))支給	PEA(注4)・・・PEA内で再投資される配当は非課税。キャピタル・ゲインは保有期間に応じて非課税等の優遇措置あり
参考 利子	20%の源泉分離課税	総合課税	総合課税	総合課税	総合課税or 源泉分離課税

(注1)IRA(Individual Retirement Account) = 個人退職(貯蓄)勘定
(注2)ISA(Individual Saving Account) = 個人貯蓄口座
(注3)2002年からはインビュテーション方式は廃止され、受取配当の2分の1が非課税になる。(注4)PEA(Plan d'Epargne En Actions) = 株式貯蓄計画
(*) 太字の意味は、日本に比べて個人投資家への優遇措置がなされていると考えられるものである。

どのような点で個人投資家にとって過大な負担となっているか、その点を明らかにすべきであろう。表2はこうした問題意識から、G5諸国の個人の株式投資関連税制を比較したものである。表中黒字で示したのは、各国において採用されているわが国よりも明らかに負担の軽い税制である。

(2) キャピタル・ロスの繰越し・損益通算、長期保有優遇制度、非課税制度・奨励金、配当課税の軽減

表2を整理すると、わが国に比べて各国の税制が明らかに投資家の負担を軽くしているポイントは、次の4点に整理されるといえよう。

キャピタル・ロスの繰越し・損益通算
長期保有優遇制度
非課税制度・奨励金
配当課税の軽減

これと、申告分離と源泉分離の選択性を軸とする税制とを組み合わせると、例えば、具体的な改正内容を次のような内容とする事も一つの可能性として考えられる。

表3 個人の株式投資促進のための税制改正のポイント

- | |
|--|
| <p>A 申告分離課税の税率を現行の26%から20%以下に引下げる。</p> <p>B 申告分離課税を選択した場合に、キャピタル・ロスの繰越しや、他所得との損益通算を認める。</p> <p>C 長期保有優遇制度を認める。</p> <p>(1) 軽減税率の設定</p> <p>(2) 課税対象となるキャピタル・ゲインの軽減</p> <p>D 一定額までの少額の株式投資に対して、非課税制度・奨励金の制度を設ける。</p> <p>E 配当課税の軽減</p> |
|--|

(出所) 大和総研制度調査室

3 わが国の個人株式投資にかかる税の改善点 — 各論 —

株式投資促進税制の内容をどのように定めるかについては、まだ議論が始まったばかりであるし、ここでまとめた要望を述べることは出来ない。ここでは以上述べてきたところの延長として、必要な改正の考え方を述べることにする。

(1) 申告分離課税の税率の引下げ

まず、申告分離課税を選択した場合の26%という税率の見直しが必要である。これは与党の中間報告でも具体的に指摘している点である。預貯金の利子の税率が20%に設定されている以上、税率を26%と高くさだめていることは、明らかに株式に対する投資意欲をそぐ一因となっている。26%という基本的な税率を預貯金の利子に対する税と同じく20%以下に引下げる必要がある。

これにさらに一定以上の長期保有の場合には、税率を下げる長期保有優遇税率を定めることが必要と思われるが、その点は後述する。

(2) キャピタル・ロスの繰越し・損益通算

次に申告分離課税を選択した場合に、ネットでキャピタル・ロスが生じた場合には、このロスを翌年以降に繰越せるようにする。これは、わが国以外のG5諸国全てが採用している制度であり、わが国でも是非採用すべきであると思われる。与党の中間報告はこの点も具体的な見直しのポイントに挙げている。ちなみに繰越期間は米国・英国・ドイツで無期限、フランスで5年間となっている。確定申告する以上、キャピタル・ロスが繰越せるのは当然なのである。

一部に総合課税でないとキャピタル・ロスの繰越しは難しいとの声もあるが、そのよう

なことはない。現にフランスはキャピタル・ゲイン税について、申告分離課税を採用していながら、ロスの繰越制度を導入している。

さらに、キャピタル・ロスと他所得との損益通算も実現したい。米国では、年間 3,000 ドルまでという上限はあるものの、キャピタル・ロスを給与など他の所得と相殺できるようになっている。高所得者の場合、累進の最高税率は約 40%と、長期キャピタル・ゲイン税率 20%を明らかに上回っているにもかかわらず、相殺を認めているのである。是非とも参考にしたい制度である。

(3) 長期保有優遇制度

長期保有優遇税率

G 5 諸国中、米国とドイツは長期保有優遇税率（制度）を定めている。米国は基本は累進税率であるが、保有期間が一年を超える場合の税率は一律 20%となっている。ドイツは保有期間が一年を超える場合には、原則非課税となっている。

わが国においても例えば、申告分離課税を

基本 20%と定めた上で、保有期間が一年を超える場合には税率を 10%といった水準に定めることが考えられる。10%というのは、米国であれば高所得者の利子の最高税率は約 40%であるが、株式の長期キャピタル・ゲイン税率は 20%とこの約半分であるので、これに習って利子の税率の半分に定めてみたものである。長期保有優遇税制が定められれば、株式を長期に保有するインセンティブが与えられ、株式市場に好ましい効果が現れると考えられる。

課税対象となるキャピタル・ゲインの軽減

G 5 諸国中에서도英国は、保有期間が長くなるにしたがって、課税対象を逡減させるという制度をとっている。これは保有期間が長くなるにしたがって、税率が低くなるというのに似ているが、非課税枠との関係で相違が生ずる。ちなみに表 4 では、英国のキャピタル・ゲイン課税対象の逡減割合を示した。通常の場合でも保有期間が 3 年に達するとキャピタル・ゲイン税が減り始め、10 年に達すると 60%にまで低下していることが分かる。

表 4 英国のキャピタル・ゲインに係る課税対象の逡減割合

事業用資産からのキャピタル・ゲイン		非事業用資産からのキャピタル・ゲイン	
保有期間（年）	課税対象割合	保有期間（年）	課税対象割合
1	87.5%	1	100%
2	75	2	100
3	50	3	95
4	25	4	90
5		5	85
6		6	80
7		7	75
8		8	70
9		9	65
10 以上		10 以上	60

(注)事業用資産の逡減割合は 2000 年 4 月 6 日以降の譲渡の場合。

(4) 非課税制度・奨励金

G 5 諸国中、英国・ドイツ・フランスが、非課税制度を導入している。株式貯蓄を奨励

するため、個人の少額株式投資は非課税とするものである。

表 5 には英国の非課税枠を示した。表 6 に

はフランスの P E A と呼ばれる非課税貯蓄制度を示した。一人約 1,000 万円（夫婦で約 2,000 万円）の株式元本から生じる利益に対して非課税とする制度である。現在 P E A の口座は 400 万あるといわれ、フランスにおける個人金融資産中の高い株式の比率に大きく

貢献している。

表 7 にはドイツにおける財産形成制度と呼ばれる、奨励金制度を掲げた。この財産形成制度が引金となって、ドイツでは 80 年代半ばから個人金融資産中の株式の比率が大きく高まる一因となった。

表 5 英国のキャピタル・ゲインに対する非課税枠の推移

年 度	94	95	96	97	98	99	2000
キャピタル・ゲイン 非課税枠	5,800	6,000	6,300	6,500	6,800	7,100	7,200

表 6 フランスの PEA(株式貯蓄計画)

・キャピタル・ゲイン；口座開設からの保有期間によって取扱いが異なる（下表参照）

保有期間	キャピタル・ゲインに対する課税
2 年未満	年間 5 万フランの一般のキャピタル・ゲイン非課税枠を超過した部分に対して、32.5%（22.5% + 社会保険諸税 10%）課税。
2 年～ 5 年未満	年間 5 万フランの一般のキャピタル・ゲイン非課税枠を超過した部分について、26%（16% + 社会保険諸税 10%）課税。
5 年～ 8 年未満	所得税は免除、社会保険諸税(注 1)あり。 (引き出しによりプラン終了。)
8 年以上	所得税は免除、社会保険諸税(注 2)あり。 (プランの継続が可能。ただし追加投入は認められない。)

(注 1) 社会保険財源負担拠出；CSG(1997 年中に支払いが証明されたものには 3.4%、1998 年 1 月 1 日以後のものには 7.5%) + 社会保険債務補填拠出；RDS(1996 年 1 月 1 日以後のものに 0.5%) + 社会源泉徴収；Prelevement social(1998 年 1 月 1 日以後のものに 2%)。

(注 2) 8 年以降の引き出しについては引き出した日、プランの終了後の引き出しについては終了した日を基準日として計算する。

・インカムゲイン；PEA 内で再投資される配当・タックスクレジットは非課税。ただし、98 年以降、タックス・クレジットの悪用防止のため、非上場企業からの配当及びタックス・クレジットに関しては、非上場企業への投資総額の 10%までとする非課税上限枠がある。

表 7 ドイツの財産形成制度

○ 勤労者の株式保有・資本参加と住宅取得促進を目的に、投資金額の一定割合の奨励金が国から支給される制度である。 ○ 具体的には、国から次のような奨励金が支給される。 ・ 株式取得・資本参加投資：年間 800 マルクを上限に投資金額の 20% ・ 住宅取得促進貯蓄：年間 936 マルクを上限に拠出金額の 10% ○ 従来は、株式取得・資本参加投資が住宅取得促進貯蓄のどちらか一方しか適用を受けることができなかったが、1999 年からは両方を同時選択することも可能となった。 ○ 制度の適用を受けることができるのは、年間所得が 35,000DM（夫婦合算課税の場合は 70,000DM）以下の勤労者に限られる。

(5) 配当課税の軽減

わが国においては配当に対して法人段階で法人課税が、個人段階で所得課税が行なわれる。いわゆる配当の二重課税が行なわれているわけで、それだけ個人の負担が大きくなっている。しかし二重課税の調整という問題提起をしてしまうと、具体的にはインピュテーション方式の導入ぐらいしか方法がない。納税者番号制度の導入か国税庁・税務署の職員の大幅増員以外、方法がない。あまり現実的な問題提起とはいえない。

ここは問題を配当課税の軽減に置き換えるしかないであろう。そのような形でコンセンサスを得るように努めていく必要がある。